

1 令和4年警察白書の構成

(1) 特集

「技術革新による社会の変容と警察の新たな展開」（仮称）

技術革新に伴う現代社会における脅威と対策や、AIをはじめとした先端技術等の活用による警察活動の高度化・合理化に向けた取組について紹介する。

(2) トピックス

- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警察活動
- ② 我が国におけるマネー・ローンダリング対策等と国際連携
- ③ 科学的知見を活用した犯罪死見逃し防止のための取組
- ④ 通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶

(3) 年次報告部分

- 第1章 警察の組織と公安委員会制度
- 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動
- 第3章 サイバー空間の安全の確保
- 第4章 組織犯罪対策
- 第5章 安全かつ快適な交通の確保
- 第6章 公安の維持と災害対策
- 第7章 警察活動の支え

(4) 備考

- 令和4年警察白書の作成に当たっては、今後の政策の方向性を分かりやすく記述する一方で、全体として簡明なものとなるよう留意する。
- 上記については、今後の情勢次第で変更もあり得る。

2 今後の予定

令和4年7～8月 閣議配布

会計検査院の令和2年度決算検査報告において、「警察施設の浸水対策」について「処置済事項」として検査結果が掲記され、本年11月上旬に内閣に送付される見込みである。

1 検査対象の概要

警察施設は、災害時における応急対策拠点として機能する必要があるが、機能維持に重要な設備の非常用発電設備等及び通信機器について、水害時の浸水対策が効率的、効果的に実施されているか検査が実施された。

2 検査結果の概要

51都道府県警察等のうち、9都県警察では、止水板を設置するなど、警察施設の建替えなどによらない浸水対策の計画が策定されていた一方、42道府県警察等は、建替えや通信機器の更新等の機会を捉えた浸水対策の実施や検討以外に、既存施設に対する計画を策定し、対策を効率的に実施する取組が行われておらず、このうち40道府県警察等では、非常用発電設備又は通信機器が浸水により損傷する可能性があった。

こうした事態が生じていたのは、これまでの警察庁の指導が十分ではなかったことなどによると認められた。

3 講じた改善措置

警察庁では新たに通達を発し、警察施設について、

- ・ 浸水のおそれ及び想定される洪水被害等を的確に調査し、その結果を踏まえ、非常用発電設備等及び通信機器に対する浸水対策計画を策定し、効率的に実施すること
- ・ 浸水対策計画について、最新の情報に基づいた見直しを図ること
- ・ 代替施設を浸水想定区域外に設定することが困難な場合の対策案を示し、警察業務の遂行に支障が生じないための対策を実施すること

を都道府県警察等に対して指示した。

また、警察庁において、都道府県警察等が策定した浸水対策計画等を継続的に確認し、適切な指導を行うこととした。